

公益社団法人日本小児歯科学会専門医指導医制度施行細則

第1条 公益社団法人日本小児歯科学会専門医指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第2条に定める専門医指導医の認定のためには次の要件を満たさなければならない。（第11号様式、第12号様式）

(1) 指導実績のうち小児患者の占める割合が50%以上で、研修歯科医師や研修歯科衛生士の診療に対して指導を行った実績を有する。指導実績の評価は臨床研修の評価は120症例（人）以上を満たすこととする。その内容は以下の患者数を満たすことが必要である。

(イ)～(ヘ)の患者の診療を行う研修歯科医師や研修歯科衛生士への指導をそれぞれ20症例以上ずつ行い、指導患者リスト（第11号様式11-4）に記載すること（研修歯科衛生士は1/2以下）。年齢は診療時年齢とする。（ホ、ヘ）は（イ～ヘ）と重なった患者でも可とする。

なお、すべての患者リスト症例は専門医認定委員会の要請に応じて診療記録が提出され得るものとする。施設により症例数が満たせない項目については施設長による理由書を添付し委員会で審議する。

(イ) 0～3歳未満

(ロ) 3～6歳未満

(ハ) 6～12歳未満

(ニ) 12歳以上

(ホ) 障害児または有病児

(ヘ) 全身麻酔、鎮静等特別な対応法を用いた患者

(2) 業績：小児歯科分野の論文発表、学会発表、講演等を6編（回）以上（共同発表可）有する。但し、少なくとも論文が1編有し、1編は小児歯科学会雑誌または **Pediatric Dental Journal** の掲載論文か、日本小児歯科学会大会または地方会での発表であること。

(3) 小児歯科分野の学会活動および地域活動に5回以上参加

第3条 規則第5条により専門医指導医と認定された者は、日本小児歯科学会総会で報告される。

第4条 規則第6条第2項に定める専門医指導医の認定更新のための研修単位基準とは、専門医制度施行細則附表2に定める研修単位の合計単位による。

認定更新のためには次の要件を満たさなければならない。

(1) 研修単位は5年間で120単位以上

そのうち社会貢献の研修単位が15単位以上含まれること

(2) 指導実績のうち小児患者の割合が50%以上含まれ、研修歯科医師や研修歯科衛生士の診療に対して指導を行った実績を有する。指導実績の評価は臨床研修の評価は60症例（人）以上を満たすこととする。その内容は以下の患者数を満たすことが必要である。

(イ)～(ヘ)の患者の診療を行う研修歯科医師や研修歯科衛生士への指導をそれぞれ10症例以上ずつ行い、指導患者リスト（第14号様式14-2）に記載すること。年齢は診療時年齢とする。（ホ、ヘ）は（イ～ヘ）と重なった患者でも可とする。

なお、すべての患者リスト症例は専門医認定委員会の要請に応じて診療記録が提出され得るものとする。施設により症例数が満たせない項目については施設長による理由書を添付し委員会で審議する。

- (イ) 0～3 歳未満
- (ロ) 3～6 歳未満
- (ハ) 6～12 歳未満
- (二) 12 歳以上
- (ホ) 障害児または有病児
- (へ) 全身麻酔、鎮静等特別な対応法を用いた患者

(3)業績: 専門医指導医資格取得あるいは前回更新から小児歯科分野の論文発表、学会発表、講演等を3編(回)以上(共同発表可)有する。但し、少なくとも論文が1編有し、1編は日本小児歯科学会雑誌または *Pediatric Dental Journal* 掲載論文か、日本小児歯科学会大会または地方会での発表であること。

(4) 学会活動に積極的に関与し、日本小児歯科学会等で運営に携わること

2. 専門医指導医の認定期間が5年に満たないで、専門医の更新を申請する場合も専門医指導医の認定更新を申請しなければならない。ただし、研修単位等の要件は、専門医指導医の認定期間に応じて評価するものとする。

第5条 規則第6条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと専門医認定委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点から申請することができる。

第6条 本制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

- 1. 専門医指導医認定申請料 1万円

第7条 既納の専門医指導医認定申請料は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条 本細目を変更する場合には、専門医認定委員会の議を経て学会理事会の承認を得なければならない。

附 則

第1条 本施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2. 本施行細則は、一部改正し、平成24年3月4日から施行する。
- 3. 本施行細則は、一部改正し、平成24年12月6日から施行する。
- 4. 本施行細則は、一部改正し、令和2年5月28日から施行する。
- 5. 本施行細則は、一部改正し、令和3年10月12日から施行する。